

## 科学者委員会 研究計画・研究資金検討分科会 マスタープラン 2020 FAQ

(2019年2月1日現在)

**Q1.** これまでのマスタープランは継続していると考えてよろしいでしょうか。マスタープラン 2017 に採択されている計画についても、改めて応募する必要があるのでしょうか。

**A1.** これまでのマスタープランに採択されたという事実は残りますが、マスタープラン 2020 については改めて公募を行います。マスタープラン 2017 に掲載の計画についても、改めてご応募ください。ご応募いただけなかった場合は、マスタープラン 2017 に掲載の計画であっても、自動的にマスタープラン 2020 の学術大型研究計画の候補から外れることとなります。

なお、マスタープラン 2017 で重点大型研究計画に選定されている区分Ⅰに該当する学術大型研究計画については、前回に比べて以下のように変更しましたのでご注意ください。

- ◆ マスタープラン 2011, 2014, 2017 に3回連続で重点大型研究計画に選定されている計画は、リセットすることとし、マスタープラン 2020 では新規提案として扱うこととします。一方、マスタープラン 2017 で選定された計画、及びマスタープラン 2014 とマスタープラン 2017 に連続して選定された計画については、目的等、計画の本筋に大きな変更がなく、かつ一定の条件を満たすと本分科会が判定した場合には、審査対象とせずにマスタープラン 2020 重点大型研究計画に選定することとします。詳細については公募要領をご参照ください。

**Q2.** 「区分Ⅱ」の”現在実施中・進行中”とは、国などの予算が措置されて実施しているという意味でしょうか。マスタープラン 2017 に掲載された計画で、計画の一部分が認められて必要経費の支援を受けている場合は、「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ」のどちらに応募すれば良いでしょうか。

**A2.** ”現在実施中・進行中”は、現在、府省庁等において予算が措置されて実施しているという意味になります。マスタープラン 2017 に掲載され、計画全体に対して予算措置が見込まれるものは、「区分Ⅱ」での応募を想定しています。予算が一部しか措置されておらず、今後さらに全体計画についての予算の要求が必要な場合には、「区分Ⅰ」での応募が可能です。

なお、今回から現在実施中の学術大型研究計画でマスタープラン 2020 への掲載のみを希望する場合には審査を行わずに別表として掲載することとします。マスタープラン 2017 に区分Ⅱで掲載された計画で、マスタープラン 2020 でも継続して区分Ⅱとして掲載を希望する場合も再度ご応募ください。マスタープラン 2014 年以前に区分Ⅱで掲載された計画で、マスタープラン 2020 に区分Ⅱとして掲載を希望する場合も再度ご応募ください。

また、提案者が十分に実施されていないと判断する研究計画で重点大型研究計画としての審査を希望する計画については、区分Ⅰで提案してください。

**Q3.** マスタープラン 2017 に掲載されておませんが、現在、国(文部科学省や経済産業省等)から計画全体への予算の支援を受けて大型施設計画・大規模研究計画に相当する事業を進めています。この場合、マスタープラン 2020 との関係はどのようになるのでしょうか。また、マスタープラン 2020 に応募する際はどのようにすれば良いでしょうか。

**A3.** マスタープランは、我が国の大型施設計画・大規模研究計画のあり方について指針を与えるもので、特定の府省庁の予算制度を見据えたものではありません。また、マスタープラン 2017 に掲載されておらず、既に計画全体に予算の措置がされている計画の応募は想定しておりませんが、「区分Ⅰ」に応募することを妨げるものではありません。

**Q4.** 公募要領の「4. 提案」には「(ⅰ)研究・教育機関の長または部局長等」からの提案は区分Ⅰ、区分Ⅱごとに最大3件との記載になっています。大学の場合は、全体で3件でしょうか。学長以外にもいくつか部局長がおりますが、それぞれの長ごとに3件の提案が可能なのでしょうか。

**A4.** 機関長や各部局長など、それぞれの長ごとに3件の提案が可能です。

**Q5.** 公募要領の「4. 提案」について、(ⅰ)研究・教育機関の長または部局長等及び(ⅲ)学協会長等の場合は、区分Ⅰと区分Ⅱについては、それぞれ3件の提案が可能ですでしょうか。

**A5.** 前回とは異なり、区分Ⅰと区分Ⅱ各々3件を上限とします。なお、(ⅰ)、(ⅱ)、(ⅲ)の立場を複数持つ場合については一人当たり、区分Ⅰ、区分Ⅱ各々最大3件までとします。

**Q6.** 応募フォームで選択することになっている「学術研究領域」に適切なものがありません。どうすればよいでしょうか。

**A6.** 「学術研究領域」は、日本学術会議に置かれている30の分野別委員会が、それぞれ学術分野のビジョン・体系を見据えて定めたものです。対応する学術研究領域がどうしても見当たらない場合は、コード欄を「●-0(ゼロ)(●は分野別委員会 No.)」として入力してください。

**Q7.** 応募フォームの「区分Ⅰ」の項目17、「なお、本計画に関連して過去に予算化された大型研究があれば、その情報も含めてください」について、この「予算化」は文部科学省の作成するロードマップに限定されるのでしょうか。

**A7.** 「予算化」は文部科学省のロードマップに限定されず、府省庁等から予算が措置されている場合はすべて含まれます。

**Q8.** 日本学術会議が策定するマスタープランと、文部科学省が策定する大型研究のロードマップの関係について質問します。マスタープランに応募する際に、ロードマップをどれくらい見据えた計画とするべきなのでしょうか。

**A8.** マスタープラン策定は日本学術会議が独自におこなうものであり、日本学術会議はロードマップの策定に直接は関与しておりません。

しかしながら、ロードマップ 2017 の策定の際には、マスタープラン 2017 が「ベース」とされており。具体的には、「マスタープラン 2017 の重点大型研究計画及び重点大型研究計画選定のヒアリング課題についてはロードマップへの応募が認められ、その応募の中からヒアリング課題が選ばれ審議」が実施

されております。

なお、次期ロードマップの策定方法につきましては、今後、文部科学省の審議会(科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会)において、詳細の検討が進められる予定です。

文部科学省の審議会における検討状況については、

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/021/](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/021/)

をご覧ください。

**Q9.** 応募した後で、内容を修正することは可能ですか。

**A9.** 今回使用している内閣府のシステムでは、応募いただいた内容を後から修正することはできません。十分に吟味、推敲した上で投稿してください。なお、どうしても修正する必要がある場合には、再度、応募フォームに必要事項をすべて記載のうえ投稿し直してください。その際、「研究計画課題名(日本語)」は、必ず、「元の計画名(Ver.●)」としてください。

**Q10.** 応募フォームに投稿した内容を返送してもらえないでしょうか。

**A10.** 今回のシステムでは応募フォームに送信頂いた内容をお知らせする仕組みがありません。必ず、入力画面の「入力内容をパソコンに保存する」によりテキストデータを保存もしくは印刷するか、【内容確認画面】において、ブラウザの印刷機能を使用して画面を印刷し、お手元に保存してください。

**Q11.** 公募要領の“学協会”とはどのような団体でしょうか。

**A11.** 学協会とは、日本学術会議が指定する「協力学術研究団体」又はそれに相当する団体のことです。それに相当するという意味は、要件としては「協力学術研究団体」を満たしているものの、まだ、日本学術会議に「協力学術研究団体」の申請をしていない団体のことです。「協力学術研究団体」要件につきましては、「日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る必要な要件及び手続」の「2 協力学術研究団体として必要な要件の細目」を参照してください。

※日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る必要な要件及び手続

<http://www.scj.go.jp/ja/group/dantai/pdf/kisoku.pdf>

**Q12.** 公募要領の「4. 提案」には「(i) 研究・教育機関の長または部局長等」と記載されていますが、この「等」は何が想定されていますか。センター長など呼び名が色々あるからでしょうか。

**A12.** 大学や研究機関によって呼び名が異なる場合もありますが、大学の部局長、研究科長相当の長を想定しております。

**Q13.** 応募フォームに入力しようとしたのですが、提案者が1名しか記載できません。同程度に関わる共同提案者がいる場合は、どのように記載したらよいでしょうか。

**A13.** 利益相反の観点からも提案者が明白になるよう、提案者は1名とさせていただきます。どちら

か代表の方のお名前を記載してください。

**Q14.** 公募要領の「4. 提案」には、「(ii) 日本学術会議会員、連携会員」と記載されておりますが、“特任連携会員”は提案者になれるでしょうか。

**A14.** 特任連携会員は、提案者になることはできません。

**Q15.** 公募期間は2019年2月1日(金)～2019年3月29日(金)と記載されておりますが、3月29日の何時まで受け付けていますか。

**A15.** 3月29日(金)23:59:59まで受け付けております。3月30日(土)00:00:00になった時点でシステムが自動的に終了いたします。